

(2) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給与の種類)	第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条	(給与の種類) 第1条の2 この条例による給与は、職員（前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第22条			

の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特勤勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2・3 略

の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特勤勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。

(災害派遣手当)

第11条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。